

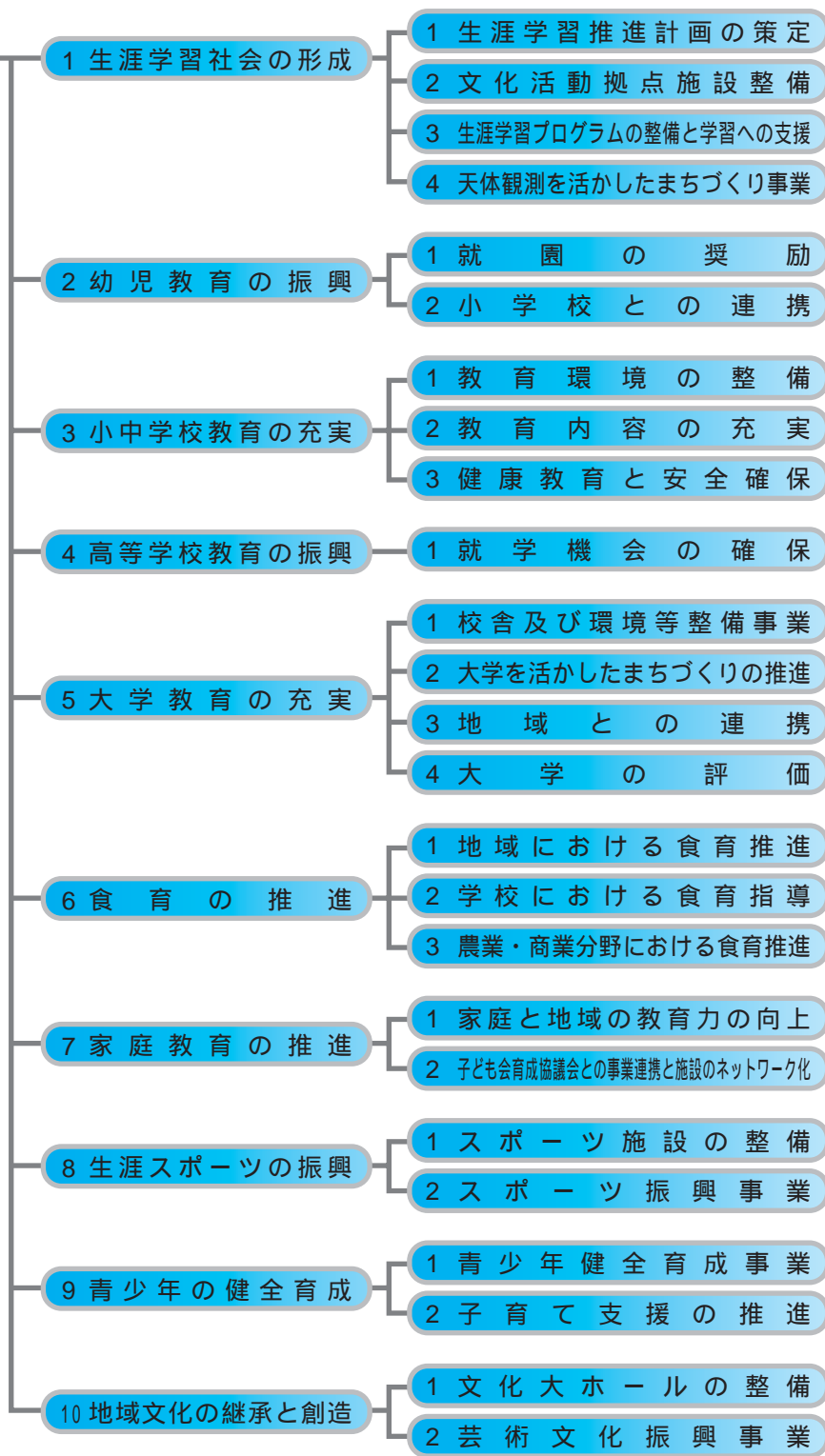
施策の体系

基本目標5

主要施策

基本事業

心豊かな人と
文化を育む
まちづくり
(教育・文化・スポーツ)



- 1 生涯学習社会の形成

〔現状と課題〕

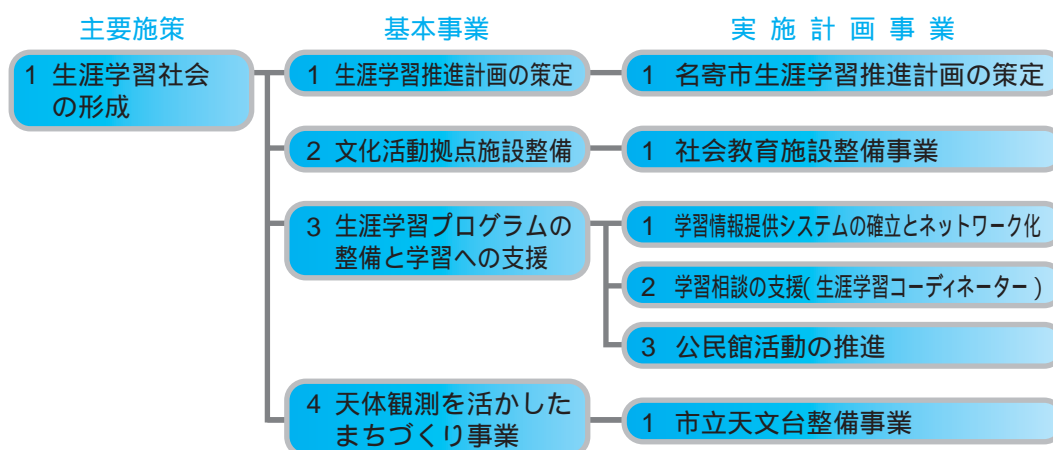
市民講座を開設していますが、参加者に偏りが見られ、特に女性・高齢者が多く働き盛りの男性が少ない傾向があり、生涯にわたって社会に対応する学習活動・スポーツ活動への認識が希薄となっています。また、世代間の交流不足も顕著であり、住民の多様なニーズに応えた学習機会と情報の提供、高齢者の社会参加の促進が必要です。社会教育施設においては各施設とも老朽化が進んでいます。北国博物館では見学者が漸減傾向にあり常設展示室の改修が必要です。図書館においても改築や図書館機器等の整

備が必要となっており、また、天文台施設については観測環境の悪化が天体観測に弊害があるとともに施設が狭隘のため、受入人数を制限せざるを得ない状況にあります。

〔施策の基本的な考え方〕

全ての市民が生涯にわたって主体的に学習し、充実した人生を送ることができるよう、総合的な生涯学習推進体制の整備のもと生涯学習関連施設の整備・充実を図るとともに、人材の確保及び情報提供体制の充実、特色ある生涯学習プログラムの整備を進め、多様な学習機会の提供に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 生涯学習推進計画の策定
生涯学習推進の基本となる社会教育計画などの見直しや改善、体系的な整備を図り、生涯学習推進計画を策定します。
- 2 文化活動拠点施設整備
文化センター、北国博物館、図書館、風連福祉センター、風連陶芸センター、木原天文台、歴史民俗資料館などの文化施設は、いずれも建築後相当年数を経過していることから改修などの施設整備を行います。
- 3 生涯学習プログラムの整備と学習への支援
心豊かな人間性とスポーツ・文化を誇るまちづくりを目指し、生涯のそれぞれの時期に豊かな学習活動ができるように生涯学習プログラムの整備を進め、市民の生涯学習に対する多様な要求に応えられる体制づくりに努めます。
- 4 天体観測を活かしたまちづくり事業
本市の天文台は、天体観測環境にも恵まれ、その成果を全国に発信する等、注目されている施設でもあります。こうした本市の優れた自然条件を活かし宇宙への魅力を子どもたちに伝えるなど、特色ある天文教育を進めます。また、北海道大学との相互協力協定に基づき学术交流を進め、交流人口の拡大に努めます。

〔主な計画事業〕

- < 前期 >
 - 図書館設備・機器の充実【移動図書館車の更新・移動式新聞書架の整備・保存資料のマイクロフィルム化】
 - 風連陶芸センター施設整備事業
 - 風連福祉センター施設整備事業
 - 博物館展示更新事業
 - 市立天文台整備事業
 - 智恵文社会教育施設整備事業
- < 前期・後期 >
 - 公民館分館事業
 - 高齢者学級運営事業
 - 生涯学習啓発講演会事業
 - 生涯学習推進アドバイザーの設置
- < 後期 >
 - 市民文化センター設備更新事業
 - 北国博物館・歴史民俗資料館施設整備工事
 - 北国博物館常設展示室改修工事
 - 図書館の改築



移動式天体望遠鏡「ポラリス」

- 2 幼児教育の振興

〔現状と課題〕

本市には、私立幼稚園が5園（名寄地区4園、風連地区1園）あり、490人（定員640人、平成18年5月1日現在）の子どもたちが学んでおり、それぞれの園において幼稚園教育要領に基づき教育課程を編成し、特色ある教育活動を行っています。

本市の幼児教育は、一貫して私立幼稚園が担ってきており、市はこれまで幼児教育の振興と幼稚園経営の充実・安定のため助成支援を行っています。

少子化の進行に伴い、幼稚園経営も厳しい状況を迎えているとともに、子どもたちの間では、同年齢や異年齢の幼児同士の交流

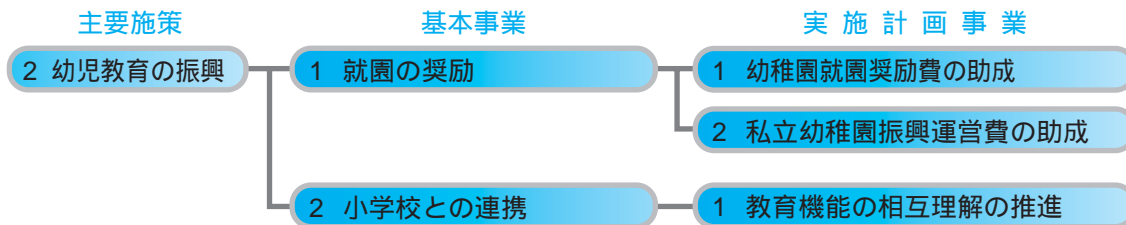
や集団の遊びにも大きな影響を与えています。

認定こども園 など、幼保一元化 の動きに対応するために、関係部局との連携を緊密にし、その研究・検討を進めることが求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

希望する全ての子どもたちが幼児教育を受けられるように、保護者などのニーズに応え施策の推進に努めます。また、小学校との日常的な連携を緊密にし、小学校教育への円滑な接続・移行に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 就園の奨励
就園率向上のため、保護者負担の軽減と園の経営充実への助成支援に努めるとともに、国など関係機関に助成措置の充実を要請します。
- 2 小学校との連携
小学校との連携を図り、教育内容・方法の相互理解や交流の機会を充実するとともに、小学校教育への円滑な接続・移行に努めます。

〔主な計画事業〕

- < 前期・後期 >
- 幼稚園就園奨励費助成
 - 幼稚園振興補助費助成

用語解説

認定子ども園
幼稚園、保育所などのうち、就学前の児童を対象として、教育及び保育を一体的に提供するとともに地域の子育て支援を行う都道府県の認定を受けた施設。
幼保一元化
教育機関としての幼稚園と児童福祉施設としての保育所は、ともに就学前の児童を預かる施設であり、少子化の進行や育児サービスの多様化に伴って生じている幼稚園と保育所の問題を解決するため一元化を図ろうとする考え方。

- 3 小中学校教育の充実

〔現状と課題〕

少子化の進行に伴い、児童生徒数が減少し1学年2学級を維持できない学校が増加するなど教育効果や学校経営にも大きな影響を与えています。また、小中学校15校のうち、築後30年以上の校舎が8校（体育館のみなど一部を含む）あり、さらに昭和56年施行の建築基準法改正以前に建築された耐震診断が必要とされている学校が11校となっています。児童生徒数の減少に対応するとともに、老朽化した学校施設の整備を図るために、学校の適正規模・適正配置の検討を早急に進め、通学区域の見直し・再編と学校施設・設備等の計画的な整備が求められています。

学校給食センターは、築15年が経過しており安全な給食を提供するために、厨房機器の更新・調理室の改修など施設整備が必要となっております。

子どもたちの現状は、学ぶ意欲や学力の低下、規範意識の低下や社会性の未発達などさまざまな課題が指摘されています。本市には、小学校11校、中学校5校（小中併置校1校）があり、小学校1,567人・中学校785人の合わせて2,352人の児童生徒が学んでおり、「開かれた学校づくり」などを学校経営の重点に定め、それぞれの学校において特色ある教育活動を展開しています。

グローバル化の進展、情報化の発展と環境問題の深刻化、経済社会構造の変化など時代の潮流や子どもたちを取り巻く状況を踏まえつつ、一人ひとりの児童生徒が「生きる力」を育むことのできる教育活動を推進するために、基礎・基本を重視した学力の向上、児童生徒一人ひとりのよさや可能性を引き出す個性を尊重した教育の推進や正義感・思いやりなど豊かな人間性の育成が求められています。

各学校では、運動の楽しさや喜びを味わわせる指導や事故・災害などに関する継続的な安全指導の充実に努め成果をあげていますが、各教科との関連を図った学校保健・学校安全の年間計画の作成、今日的な課題である性や薬物乱用防止などに関わる指導の充実については必ずしも十分とは言えず、このような状況を踏まえ、たくましい体育・健康・安全指導の充実がより一層求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

教育効果を高めるために小中学校の適正配置及び通学区域再編の検討を進め、計画的に学校施設などの整備を図ります。また、確かな学力の向上など「生きる力」の育成に努めるとともに、新しい時代に対応した学校教育の充実に努めます。

用語解説

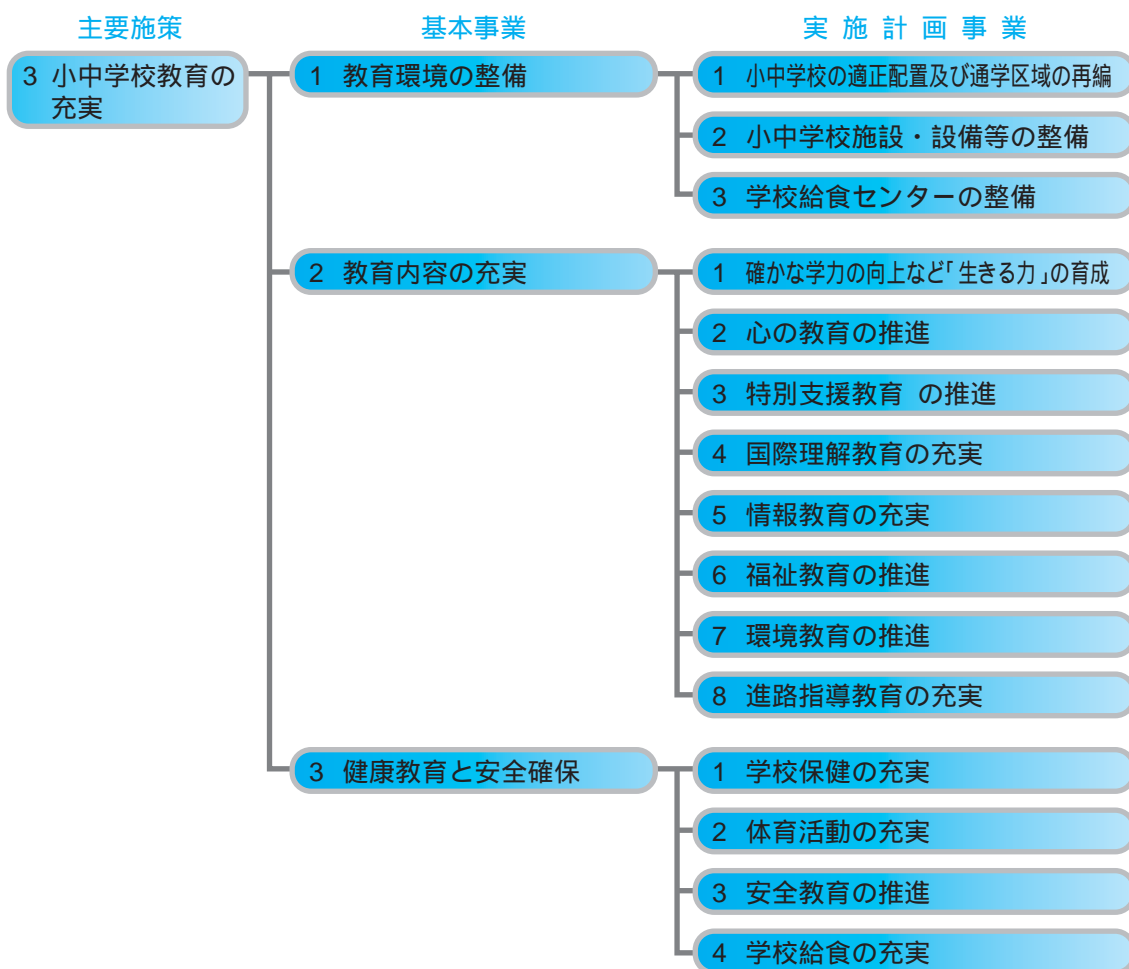
グローバル化

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大すること。

特別支援教育

従来の特級教育対象の障がいだけでなく、学習障害、注意欠陥/多動性障害、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 教育環境の整備

教育効果を高めるために、小中学校の適正配置及び通学区再編の検討を進め、長期的な展望に立った学校施設などの整備を計画的に進めます。

2 教育内容の充実

確かな学力の向上など「生きる力」の育成のために、指導内容ははじめ、指導方法の改善を図り、豊かな自然とのふれあいや地域における生活体験・ボランティア活動

などを通して、児童生徒の自主性や主体性を育み、人間としての生き方への自覚、豊かな道徳性を育成することにより、いじめ・不登校などの問題解決に結びつく取り組みを進めるとともに、新しい時代に対応した国際理解教育・情報教育・特別支援教育などの充実に努めます。

3 健康教育と安全確保

性や薬物乱用防止など、今日的な課題に対応したたくましい体育・健康・安全指導の充実に努めます。

小学校概況

年次	区分	学校数	児童数	1年	2年	3年	4年	5年	6年
平成16年度	旧風連町	4	268	46	42	38	43	38	61
	旧名寄市	7	1,370	226	226	249	224	214	231
	計	11	1,638	272	268	287	267	252	292
平成17年度	旧風連町	4	248	41	45	41	38	45	38
	旧名寄市	7	1,366	246	222	227	239	222	210
	計	11	1,614	287	267	268	277	267	248
平成18年度	風連地区	4	245	37	43	44	40	37	44
	名寄地区	7	1,322	197	241	215	216	236	217
	計	11	1,567	234	284	259	256	273	261

中学校概況

年次	区分	学校数	生徒数	1年	2年	3年
平成16年度	旧風連町	2	145	38	56	51
	旧名寄市	3	693	237	217	239
	計	5	838	275	273	290
平成17年度	旧風連町	2	156	62	38	56
	旧名寄市	3	661	215	233	213
	計	5	817	277	271	269
平成18年度	風連地区	2	134	37	59	38
	名寄地区	3	651	204	214	233
	計	5	785	241	273	271

〔主な計画事業〕

< 前期 >

- 名寄東小学校屋体改築事業
- 小中学校適正配置計画策定事業
- 小中学校施設整備計画策定事業
- 学校給食センター整備事業（厨房設備等の整備）

< 前期・後期 >

- 教育環境の整備・充実【小中学校図書室との情報ネットワークの整備】
- 風連中学校校舎・屋体改築事業
- 耐震診断実施事業

小中学校情報機器更新事業

- スクールバス更新事業
- 外国青年（外国語指導助手）招致事業
- 指導主事の配置
- 心の教室相談員配置事業
- 小中学校施設補修事業

< 後期 >

- 名寄南小学校校舎・屋体大規模改造事業
- 豊西小学校校舎・屋体大規模改造事業
- 風連中央小学校校舎・屋体改築事業
- 名寄中学校校舎・屋体大規模改造事業

- 4 高等学校教育の振興

〔現状と課題〕

高等学校教育においては、国際化・高度情報化・科学技術の進歩など社会の変化に対応できる人材の養成が求められているとともに、98%を超える進学率の中、生徒の能力・適性・興味・関心、進路希望の一層の多様化が進展しており、これらの学習ニーズに適切に対応した教育活動の推進が求められています。

少子化の進行に伴う中学卒業生の激減が今後も引き続き見込まれ、北海道教育委員会は「新たな高校教育に関する指針」を策定し、未来を担う人材を育むための基本的な考え方と施策を示し、平成20年度から順次、新たな高等学校の再編統合を進めようとしています。

本市には、道立高校が4校（10間口・定員

400人）あり、平成18年度の進学者数は320人となっており、定員に対し80%の収容率で、現行の間口維持は非常に厳しい状況にあります。各高校では、小学校との交流学习や市民講座の開催など地域に開かれた学校づくりを積極的に進め、特色ある教育活動を展開しています。

こうした状況を受けて平成15年度及び16年度に設置された市民有識者などからなる検討協議会等の提言を踏まえ、その具現化に向けた取り組みが求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

社会情勢や高等学校教育のあるべき姿を見据え、関係機関との連携を図りながら魅力ある高校づくりに向けた市民ぐるみの支援体制を強化し、就学機会の確保に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 就学機会の確保

これからの社会情勢に合わせた魅力ある高校づくりに向けて、関係機関との連携を図り、必要な支援体制を調えます。

- 5 大学教育の充実

〔現状と課題〕

市立名寄短期大学は、栄養士、幼稚園・小学校及び中学校の教員、保育士、看護師など、教育、医療、福祉、その他の分野で活躍する多くの人材を輩出してきました。昭和35年の開学以来、卒業生総数は6千人を超え、短期大学の存在は地域的、また、社会的に大きな評価を得てきました。

名寄市立大学は平成18年4月に開学しました。大学をとりまく社会状況の変化に対応し、より高度な専門的力量を持った職業人を養成するという理念のもとに、市立名寄短期大学を基礎としてその発展的再編を図ったものです。

名寄市立大学は、本市が設置する自治体立の大学として地域に根ざし、地域に貢献する大学であることを理念の一つとしています。保健・医療・福祉を支える力量を持った人材を育成するとともに、教育や研究の

資源を積極的に社会へ還元・転移させる仕組みを創造するなど、その積極的な社会貢献が求められています。

人口3万人規模の自治体における大学の存在は、まちづくりという点からも貴重なものがあり、「大学を活かしたまちづくり」と「市民とともに発展する大学づくり」という観点を結合しつつ、高等教育機関としての施設・設備の整備・充実を図る必要があります。

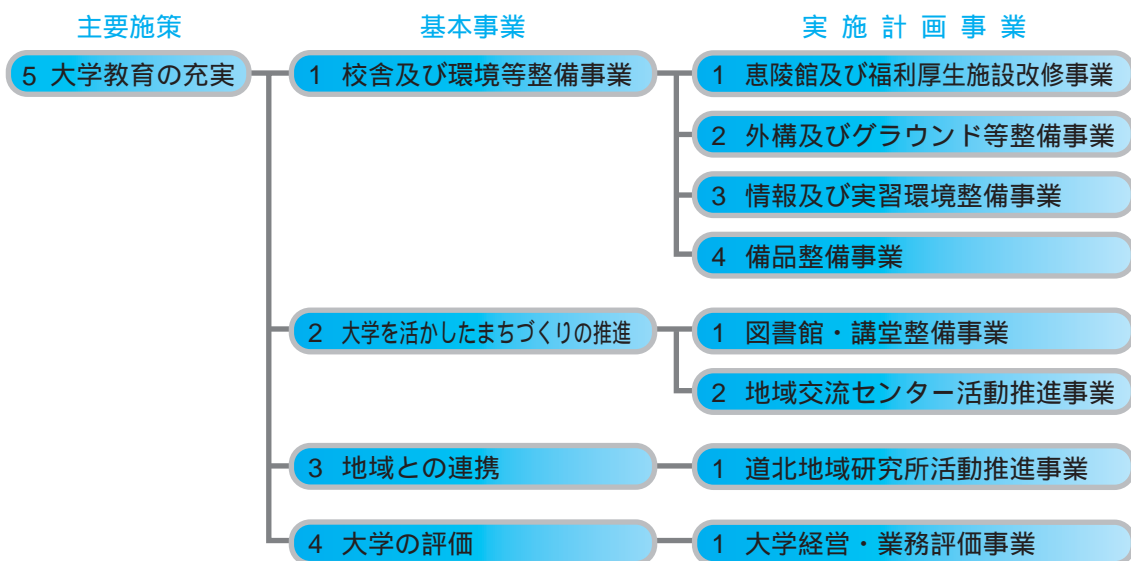
〔施策の基本的な考え方〕

地域性を重視した大学として、施設及び設備の整備・充実に努めます。

地域経済、地域社会、文化の発展に寄与できる教育研究の蓄積に努めます。

地域の生涯学習の拠点となりうる高等教育機関を目指します。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 校舎及び環境等整備事業
地域性を重視した高等教育機関として、校舎及び周辺の環境整備を行うとともに、学生の増加に伴う福利厚生施設の整備及び学生の体力増進を図るためのグラウンド等の整備・充実を図ります。
- 2 大学を活かしたまちづくりの推進
大学において蓄積された教育研究等大学の資源を地域経済や地域社会の発展のために活用し、地域及び市民との交流を図り、大学を活かしたまちづくりの推進に努めます。
- 3 地域との連携
大学の持つ機能を活用し、名寄市を中心とした地域課題に協働で取り組み、地域との連携を図ります。
- 4 大学の評価
自己評価及び第三者の評価を実施することにより、評価に耐えうる大学づくりを目指すとともに大学の水準向上を図ります。

〔主な計画事業〕

- <前期>
 - グラウンド整備事業
 - ホームページ等情報環境整備事業
 - 大学経営・業務評価事業
- <前期・後期>
 - 教材備品整備事業
- <後期>
 - 学生会館整備事業
 - 図書館・講堂整備事業
 - 地域交流センター活動推進事業
 - 道北地域研究所活動推進事業



名寄市立大学と市立名寄短期大学

用語解説

協働

公共サービスの提供において、行政と市民、自治組織、企業などが対等のパートナーとして協力すること。

- 6 食育の推進

〔現状と課題〕

社会経済情勢の変化により、家族と食卓を囲む機会が減り、欠食や偏食などの不規則な食事の形態や調理加工食品、外食の利用などの増加に代表される食習慣の乱れが懸念されており、またそのことに起因する「生活習慣病」などの増大が心配されています。

食育基本法の制定により食育の重要性が一段と高まってきており、市民一人ひとりが健全な食生活を自ら実践し、「食」に関する正しい知識や確かな判断力を主体的に身に付け、健康で豊かな人間性を育むことが求められています。

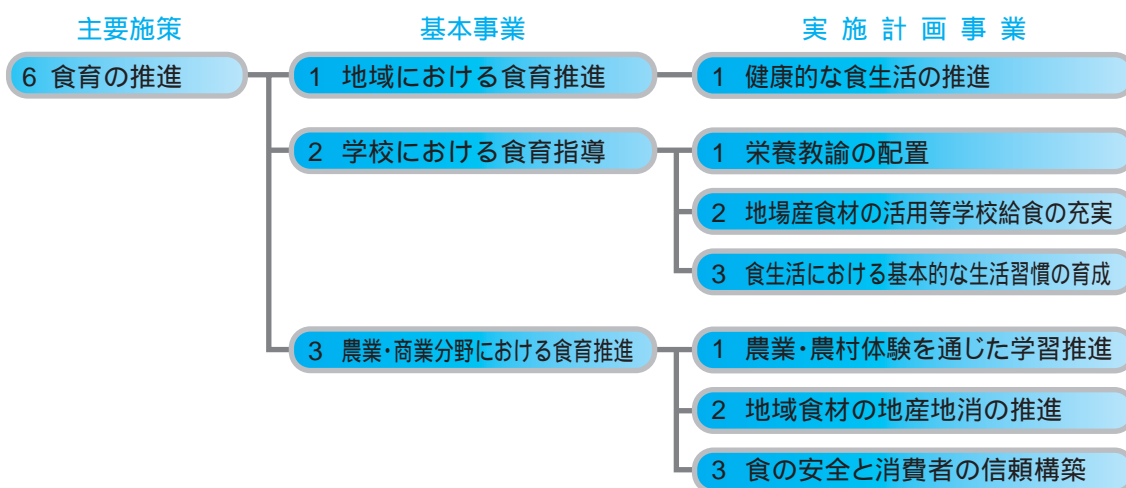
本市における地域の特性を活かし、生涯に

わたり健康で豊かな生活を実現するために市民それぞれのライフステージに合わせて、家庭・学校・地域や農業・商業が連携し生きる上での基本となる「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践していくことが緊要な課題となっています。

〔施策の基本的な考え方〕

市民一人ひとりが「食」についての意識を高め、安全で望ましい食習慣を実践することで心身の健康を増進するとともに、「地産地消」を推進し、豊かな食文化の継承及び発展に寄与する名寄市食育推進計画を策定することで食育の推進に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 地域における食育推進

地域においては、食に関わる関係機関・地区組織と連携を図り、一人ひとりが健康的な食生活の実践ができるよう、健康づくりの視点から食育の推進を図ります。特に、妊娠期からの栄養管理や乳幼児期の食生活を円滑に進めていけるよう、栄養・食に関する正しい情報を提供し、望ましい食習慣の土台づくりに向けた食育の向上を図ります。

2 学校における食育指導

子どもたちの「食」は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎であり、各学校などにおいて栄養指導や食生活の大切さなど、食育指導の中で自然の恩恵や「食」に関わる人々のさまざまな活動への感謝の念や理解を深めながら、健康で豊かな食生活や食習慣を身につける力を育て、児童生徒の生活リズムの向上を図ります。

3 農業・商業分野における食育推進

食育の重要性を啓発するとともに、食に関する消費者と生産者の信頼関係を構築し、農業・農村体験、地域食材の良さを伝える地産地消の推進及び地域食文化の継承、食品の規格表示・安全確保などを通じて市民への食の大切さの理解を図ります。

また、環境と調和のとれた安全な食料の生産と消費を推進します。

〔主な計画事業〕

<前期・後期>

栄養相談事業

栄養教室・離乳食教室事業

食生活改善推進員の育成事業

栄養教諭の配置事業

地場産食材の活用等学校給食の充実

食生活における基本的な生活習慣の育成

産業まつり及び地産地消フェア等のイベントの開催

グリーンツーリズム推進事業

グリーンツーリズム推進事業

食育に関するフォーラム等の啓発事業

用語解説

食育

健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などを目的に、自らの食について考えたり、食に関する知識や選択する判断力を学び、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

地産地消

地元で生産した農産物を地元で消費すること。

- 7 家庭教育の推進

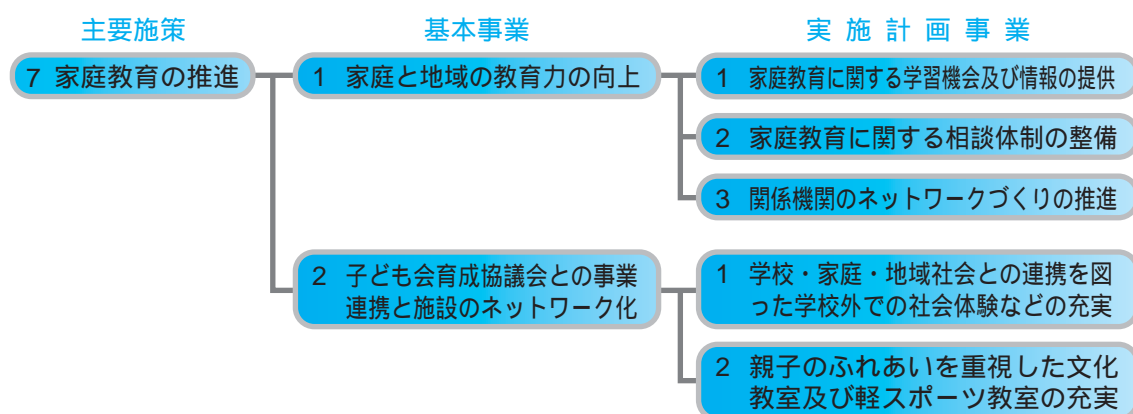
〔現状と課題〕

P T A や公民館が中心となって親の学習機会や情報交換の場を設定していますが、核家族化や少子化傾向の中で家庭教育の充実が急務であり、親子ふれあい体験など、家庭教育事業への積極的な参加を促進する機会の充実が求められています。

〔施策の基本的な考え方〕

家庭・学校・地域社会、関係機関が連携・協力し合い、子どもの豊かな心を育む「心の教育」を推進するとともに、会話やきずなの強化などを通して、心を伝え合う家庭のあり方を模索する家庭教育の推進に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

- 1 家庭と地域の教育力の向上
すべての教育の出発点である家庭での教育機能を高めるため、小中学校・幼稚園を単位とした家庭教育学級の機能充実を図り、また、P T A や青少年育成関係団体など地域との連携を進める中から学習活動の充実と学習機会の提供に努めます。
- 2 子ども会育成協議会との事業連携と施設のネットワーク化
事業の実施にはP T A や子ども会育成協

議会など関係機関や団体との有機的な連携・協力を図りながら社会参加など地域との関わりをもつ団体活動の奨励・援助に努め、各施設がそれぞれの分野の中心施設として機能を果たし、有機的な結びつきによる学習活動の充実・強化を推進します。

〔主な計画事業〕

- < 前期・後期 >
家庭教育学級事業

- 8 生涯スポーツの振興

〔現状と課題〕

スポーツ活動は、健全な心身をつくる上で大きな役割を果たすものであり、気楽に楽しめるものから高いレベルの競技スポーツまで、多種多様な活動の振興を図ってきました。

各種スポーツ教室の開催や学校体育施設の開放事業、スポーツ施設の整備などにより、多くの活動の場を提供してきました。

スポーツの普及・振興のために「市民皆スポーツ」を目指し、名寄市体育協会とも連携を図りながら、憲法記念ロードレース大会などの各種大会やスポーツフェスティバルなどを開催してきました。

名寄地区の体育施設の運営管理体制は、指定管理者制度を取り入れていますが、風

連地区は直営で行っており協議をしていかなければなりません。また、体育施設使用料（利用料）も協議が必要です。

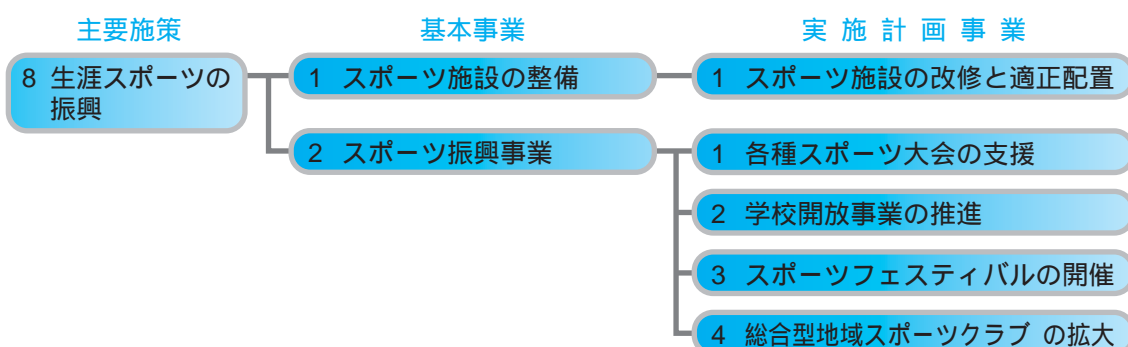
〔施策の基本的な考え方〕

市民皆スポーツを目指し、生涯を通じて年齢や体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、相互の交流を深め、健康維持ができるようスポーツ施設の整備・改修や管理運営の充実を図ります。

スポーツ団体の育成、指導者の育成・確保、スポーツ教室・各種スポーツ大会の支援・充実などを名寄市体育協会と協力して進めます。

スポーツ情報の収集・提供に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 スポーツ施設の整備

スポーツ施設の整備と改修を計画的に行い、スポーツ活動を通じ相互の交流、健康維持ができるよう充実を図るとともに、名寄地区と風連地区の同様の施設について有効な利用方法を検討します。

2 スポーツ振興事業

気軽に楽しめるものからレベルの高い競技スポーツまで、各種スポーツ大会を支援します。

学校体育施設の開放事業を推進し、多くのスポーツ活動の場を提供します。

スポーツフェスティバルを開催し、新しいスポーツや軽スポーツなどの紹介を行い、市民に親しめるスポーツ活動を通じ総合的なスポーツ振興を図ります。

総合型地域スポーツクラブを支援・協力し、クラブの拡大を図ります。

〔主な計画事業〕

<前期>

名寄市テニスコート改修事業

市営風連スキー場リフト改修・ジャンプ台撤去事業

名寄市ゲートボール場改修事業

体育センターピヤシリ・フォレスト改修事業

<後期>

風連東地区運動広場整備事業

風連B & G海洋センター・改善センター整備事業



サンピラー交流館カーリング場

用語解説

指定管理者制度

地方自治体の設置する公共施設を、指定を受けた民間企業・公益法人・NPOなどが施設管理者として運営していく制度。

総合型地域スポーツクラブ

子どもから大人まであらゆる年代の愛好者がさまざまなスポーツを楽しみ、親睦を図る目的のクラブ。

- 9 青少年の健全育成

〔現状と課題〕

近年の少子化においては、地域との関わりや集団に対する帰属意識の低下がみられ、少年の生活体験の不足（基礎的生活体験が未体験）が顕著になっているため、団体活動や自然体験学習の推進が必要です。

教育相談センターにおいては、子ども電話相談ハートダイヤルを中心とする教育相談件数の増加と併せ、適応指導教室利用者の増加と対応の多様化がみられ、機能充実が求められています。

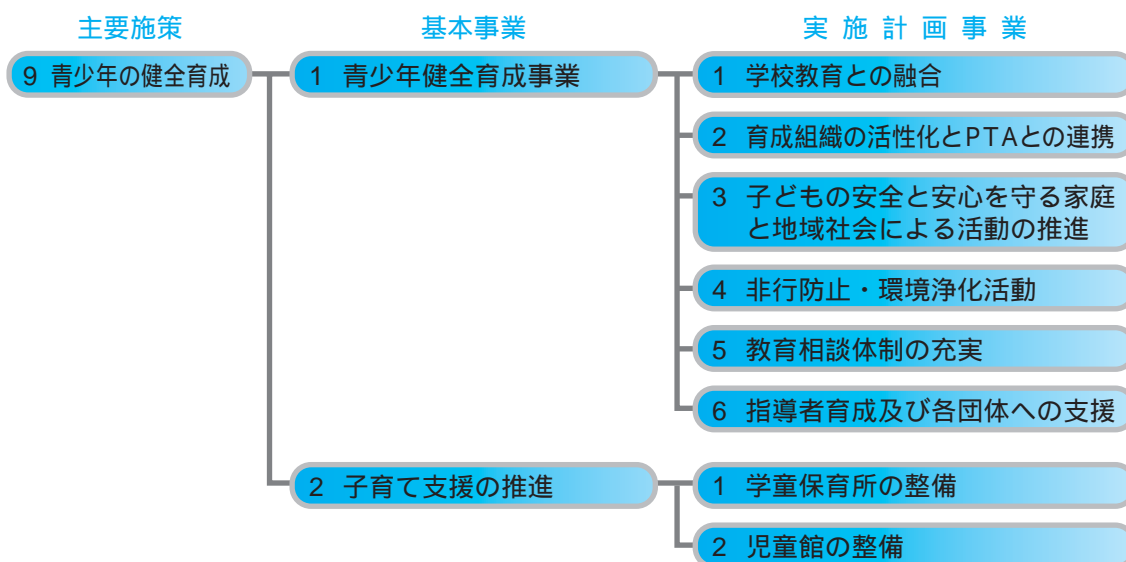
名寄地区の市街地5小学校の児童が利用する放課後児童施設は3カ所設置されていま

すが、小学校校区内に設置されていない学校では児童、特に低学年には負担となっています。このため、放課後児童施設間の受入体制などに大きな差が生まれており、小学校校区内での放課後児童施設の設置が必要です。

〔施策の基本的な考え方〕

家庭・学校・地域・行政が一体となった青少年健全育成体制を整備し、健全な社会環境づくりの活動を推進するとともに、体験交流活動や社会活動への参加を促進し、団体や指導者の育成に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 青少年健全育成事業

未来をつくる青少年が心の豊かさや生きる力、創造性や社会性などを養い、時代の変化に的確に対応できる人間として育つよう、より良い環境を整えることが求められています。

教育委員会と子ども会育成協議会との共催によるスポーツ・文化・レクリエーション事業などを実施し、学校外活動を推進します。また、単位子ども会の活動が困難になっている地域の子どもが参加交流できる施設や自然を活かした体験学習を推進します。

社会が多様化する中で、さまざまな悩みの受け皿が必要とされていることから、教育相談の充実を図っていきます。

2 子育て支援の推進

児童館や放課後児童クラブなどの身近な場所での子育て支援の充実を図ります。

〔主な計画事業〕

<前期>

教育相談センターの整備
放課後児童クラブの増設
学童保育の保育料父母負担の均一化

<前期・後期>

成人式開催事業
子どもの体験学習事業
学校、PTA連合会、子ども会育成協議会との連携
子どもの安心安全を守る活動推進
青少年非行防止活動



青少年の自然体験活動

- 10 地域文化の継承と創造

〔現状と課題〕

過疎化や高齢化の進行に伴う後継者不足が深刻な状況にあり、併せて地域文化に対する認識が不足していることから、伝統芸能の継承が進んでいません。今後、文化サークルの育成を推進し、伝統芸能の継承のあり方、文化財の保存・活用の方策を見い出していくことが重要となっています。旧名寄市の第3次総合計画の三大事業の一つであった市民文化センター大ホールの整備については、市民の芸術文化向上への波及など早期建設が望まれています。財政状況が厳しい中、多様化する市民ニーズを

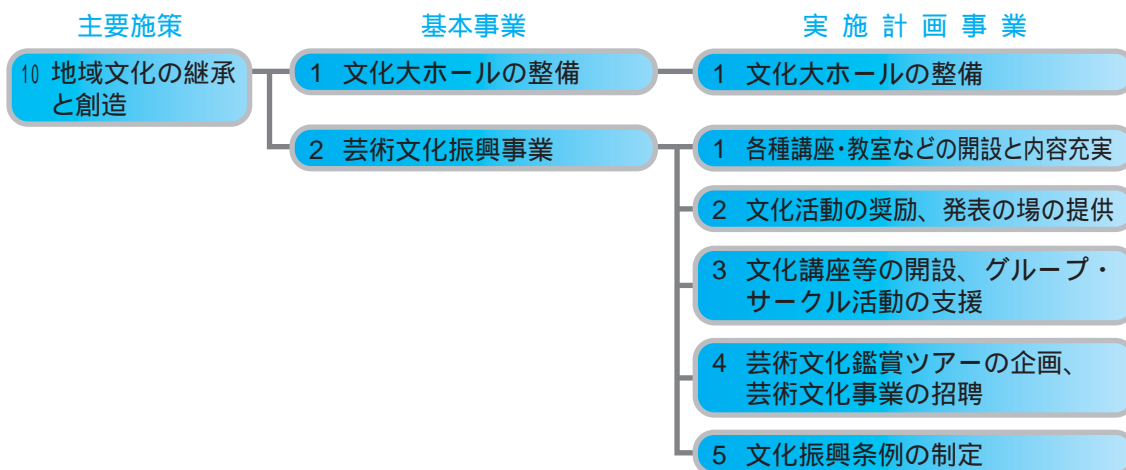
どう捉えるかなど、文化施設としての大ホールのあり方や規模などを再構築する必要があります。

〔施策の基本的な考え方〕

文化施設の整備、団体育成や文化・芸術鑑賞会及び発表会の充実を図るとともに、活動の活性化などを促進する総合的な環境整備に努めます。

有形・無形の貴重な文化財などの調査や保存及び活用を図り、歴史・文化に親しむ場や機会の提供に努めます。

〔施策の体系〕



〔基本事業〕

1 文化大ホールの整備

文化大ホールの建設については、これまでに多くの市民や団体より、夢と期待を込めた寄附が寄せられ、それらを基金として積み立てています。これらの経緯や市民の熱意、さまざまな社会状況などを考慮しながら、地域文化活動の拠点として機能する文化施設が建設できるよう、その規模やあり方、将来の市の財政状況を考慮し検討を進めます。

2 芸術文化振興事業

地域の芸術活動の担い手である団体・グループの創作・発表活動など、自主的な諸活動に対して支援するとともに、文化団体の育成に努めます。

活発な文化活動を推進するためには、質の高い優れた芸術にふれる機会の充実に必要であり、近隣市町村との広域ネットワークを活用した芸術文化鑑賞機会の提供・充実に努めます。

〔主な計画事業〕

<前期・後期>

市民文化祭事業

ジャックの豆事業

芸術文化鑑賞ツアー

<後期>

市民文化センター大ホール建設事業



風連獅子舞（名寄市指定文化財）